

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	26-2	担当課	保健福祉課
法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	根拠条項	第21条第1項	不利益処分の種類	幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令	
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号） (事業停止命令) 第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。 2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。						
○愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第11号）						